

## 一者応札・応募事案フォローアップ票(令和4年度分)

法人名	独立行政法人国際交流基金	
案件番号	5	
入札及び契約方式	一般競争(総合評価)	
契約の件名及び数量	令和5~6年度日本語能力試験模擬試験 実施(国内)及び電算処理(国内・海外)業務委託契約	
契約締結日	令和4年10月13日	
契約の相手方の商号又は名称等	共同印刷株式会社	
入札経緯及び結果	令和4年5月26日 入札公告 令和4年7月15日 入札説明会 令和4年7月20日 仕様書に係る質問受付締切 令和4年8月17日 業務提案書等提出締切 令和4年8月22日 業務提案書に基づくプレゼンテーション 令和4年9月2日 事前審査結果通知 令和4年9月9日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	特殊な業務であるため、過去に落札した業者が有利にならないように新規業者にも理解しやすい仕様書内容とするため、全体的に記述の見直しを行いつつ、適宜現行業務の内容を反映させた。
②業務等準備期間の十分な確保	○	入札説明会から業務提案書提出まで1か月以上確保し、他業務の兼ね合いを考慮のうえ最大限時間を確保した。
③公告期間の見直し	○	政府調達対象案件であるため官報への掲載を行い、前広に入札実施について告知した。
④公告周知方法の改善	○	政府調達案件として前広に官報へも告知した。また、前回入札時に入札説明会に参加した業者へも公告の連絡を行った。入札説明会には6者が参加したが、応札者は1者のみだった。
⑤電子入札システムの導入	×	今のところ導入の予定はない。
⑥業者等からの聴き取り	×	事前に入札説明会を実施し、質問を受け付けた。また、入札説明会に参加した後に辞退の旨連絡があった業者5者へアンケートを実施したが、アンケートを回収できたのは1者のみだった。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
業務の特殊性のため、受託可能な事業者は限られている状況はあるが、今後も、新規参入者にも理解しやすい仕様の提示、余裕をもった入札スケジュールの設定、入札情報の告知等の措置を実施する。		
契約監視委員会のコメント		
基金の取組は妥当であると考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
渡邊一弘委員、宮本和之委員、山本裕子委員、井澤めぐみ委員		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募事案フォローアップ票(令和4年度分)

法人名	独立行政法人国際交流基金	
案件番号	6	
入札及び契約方式	一般競争(総合評価)	
契約の件名及び数量	令和5年度日本語能力試験電算処理関連業務委託契約	
契約締結日	令和4年11月14日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本情報産業株式会社	
入札経緯及び結果	令和4年5月23日 入札公告 令和4年7月13日 入札説明会 令和4年7月22日 仕様書に係る質問受付締切 令和4年8月10日 入札参加希望届及び業務提案書等提出締切 令和4年8月18日 業務提案書に関する面接 令和4年9月12日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	日本語能力試験実施全体に関わる根幹業務であるため、大幅な変更は直ちには不可能なため。ただし、新規業者が参入できるよう、丁寧な説明と必要な資料の提供はおこなうように対応した。
②業務等準備期間の十分な確保	×	
③公告期間の見直し	○	政府調達案件に該当するため、官報への掲載が必要であり、公示から入札説明会等までは50日以上期間を設定している。
④公告周知方法の改善	○	関連すると思われる業者には個々に連絡をし、まずは入札説明会への参加を依頼した。結果として、入札説明会には3者が参加し、新規に説明会に参加した業者もあった。
⑤電子入札システムの導入	×	今のところ導入の予定はない。
⑥業者等からの聴き取り	○	応札辞退した業者からは「事業の種類が多すぎて履行できないと判断」「履行すべき役務・納入すべき物品の内容から、人員体制の確保が困難で履行できないと判断」「落札決定～業務開始までの期間が短い」「公示された履行・納入の時期が業務上の都合と合わなかったため」との意見が寄せられた。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
業務内容の変更は難しいが、業者から「人員体制の確保が困難で履行できないと判断」等の意見が寄せられたため、入札説明会から業務提案書までの時間を長く設ける等して、人員確保の体制がとれるように入札スケジュール等を長くとることを検討している。		
契約監視委員会のコメント		
基金の取組は妥当であると考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
渡邊一弘委員、宮本和之委員、山本裕子委員、井澤めぐみ委員		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。